

## こども共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第6条 規約第13条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<b>取り消す</b>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>（1）共済契約の型 （2）申込日 （3）共済契約申込者の氏名および住所 （4）被共済者の氏名</p>	<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第6条 規約第13条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<b>取消す</b>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>（1）共済契約の型 （2）申込日 （3）共済契約申込者の氏名および住所 （4）被共済者の氏名</p>
<p>（複数契約の取扱い）</p> <p>第7条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. この会の実施する学生総合共済（以下<b>〔削除〕</b>「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>	<p>（複数契約の取扱い）</p> <p>第7条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. この会の実施する学生総合共済（以下<b>〔削除〕</b>「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>
<p>（条件付加入制度）</p> <p>第8条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申し込む</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定により</p>	<p>（条件付加入制度）</p> <p>第8条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申込み</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</p> <p>3. 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定により</p>

新条文	旧条文
<p>共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が【削除】条件付加入契約【削除】である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、【削除】条件付加入契約【削除】の申込日から起算します。また、第17条（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p>4. この会は、規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項に定める先進医療特約を付帯する変更においても、【削除】条件付加入制度【削除】を適用することができます。この場合、第1項の「共済契約」を「中途変更」と読み替え、第1項および第2項の規定を準用し、中途変更分について、条件を付します。条件を付す期間については、中途変更の申込日から起算します。なお、中途変更前より【削除】条件付加入契約【削除】である場合の条件については、中途変更後も継続します。</p> <p>5. 規約第60条（疾病入院共済金）第9項の規定にかかわらず、【削除】条件付加入契約【削除】の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 【削除】免責疾病【削除】による入院を開始したときに【削除】免責疾病【削除】以外の疾病を併発していたとき</p>	<p>共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が「条件付加入契約」である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。また、第17条（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p>4. この会は、規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項に定める先進医療特約を付帯する変更においても、「条件付加入制度」を適用することができます。この場合、第1項の「共済契約」を「中途変更」と読み替え、第1項および第2項の規定を準用し、中途変更分について、条件を付します。条件を付す期間については、中途変更の申込日から起算します。なお、中途変更前より「条件付加入契約」である場合の条件については、中途変更後も継続します。</p> <p>5. 規約第60条（疾病入院共済金）第9項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき</p>

新条文	旧条文
<p>(2) <b>〔削除〕</b> 免責疾病 <b>〔削除〕</b> による入院中に、 <b>〔削除〕</b> 免責疾病 <b>〔削除〕</b> 以外の疾病を併発したとき</p>	<p>(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき</p>
<p>(特定疾病加入制度) 第9条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申し込む</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(特定疾病加入制度) 第9条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 前項の規定により共済契約を<b>申込み</b>場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い) 第10条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<b>払込み</b>ができなかった場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約第101条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りません。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりで</p>	<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い) 第10条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<b>払い込み</b>ができなかった場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約第101条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りません。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりで</p>

新条文	旧条文
<p>す。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 複数回において共済掛金の<u>払込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>す。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 複数回において共済掛金の<u>払い込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（中途変更の変更日）</p> <p>第13条 規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項における「細則に定める日」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生 <b>〔削除〕</b> します。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、規約</p>	<p>（中途変更の変更日）</p> <p>第13条 規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項における「細則に定める日」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生 <u>するものと</u> します。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、規約</p>

新条文	旧条文
<p>第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の振替えができず、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める猶予期間内に共済掛金の払込込みがされたときには、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の払込込みがあったものとみなし、前項を適用します。</p>	<p>第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の振り替えができず、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める猶予期間内に共済掛金の払い込みがされたときには、規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の払い込みがあったものとみなし、前項を適用します。</p>
<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）  第14条 規約第43条（基本契約共済金額）、第48条（災害死亡特約共済金額）、第58条（疾病入院特約共済金額）および第63条（災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>（1）死亡共済金額および重度障害共済金額  発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下「<b>削除</b>」終身共済」といいます。）、および学生総合共済と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>（2）疾病入院共済金額および災害入院共済金額  この会の実施する定期生命共済（以下「<b>定期生命共済</b>」<u>といひます。</u>）および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）  第14条 規約第43条（基本契約共済金額）、第48条（災害死亡特約共済金額）、第58条（疾病入院特約共済金額）および第63条（災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>（1）死亡共済金額および重度障害共済金額  発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下「終身共済」といいます。）、および学生総合共済と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>（2）疾病入院共済金額および災害入院共済金額  この会の実施する定期生命共済<b>〔挿入〕</b>および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（移行契約）</p>	<p>（移行契約）</p>

新条文		旧条文	
<p>第17条 <b>【中略】</b></p> <p>5. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の<b>申出</b>がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</p> <p>（1）被共済者を男性とする共済契約</p>		<p>第17条 <b>【中略】</b></p> <p>5. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の<b>申し出</b>がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</p> <p>（1）被共済者を男性とする共済契約</p>	
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型
別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型	別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型
別表第1「共済契約の型」のJ1000-2型		別表第1「共済契約の型」のJ1000-2型	
別表第1「共済契約の型」のJ1600型		別表第1「共済契約の型」のJ1600型	
別表第1「共済契約の型」のJ1900型		別表第1「共済契約の型」のJ1900型	
別表第1「共済契約の型」のJ2000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>1</u> 型（男性）	別表第1「共済契約の型」のJ2000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>1</u> 型（男性）
別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>2</u> 型（男性）	別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>2</u> 型（男性）

新条文		旧条文	
(2) 被共済者を女性とする共済契約		(2) 被共済者を女性とする共済契約	
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型
別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型	別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知緩和1000型
別表第1「共済契約の型」のJ1000-2型		別表第1「共済契約の型」のJ1000-2型	
別表第1「共済契約の型」のJ1600型		別表第1「共済契約の型」のJ1600型	
別表第1「共済契約の型」のJ1900型		別表第1「共済契約の型」のJ1900型	
別表第1「共済契約の型」のJ2000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>1</u> 型(女性)	別表第1「共済契約の型」のJ2000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>1</u> 型(女性)
別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>2</u> 型(女性)	別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の2000- <u>2</u> 型(女性)
<b>【中略】</b> 9. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、 <u>取り消され</u> 、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして <u>取り扱</u> います。 <b>【以下略】</b>		<b>【中略】</b> 9. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、 <u>取消され</u> 、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして <u>取扱</u> います。 <b>【以下略】</b>	
(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い) 第24条 この会は、規約第16条(共済契約の更新および更改)に		(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い) 第24条 この会は、規約第16条(共済契約の更新および更改)	

新条文	旧条文
<p>定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、<u>あらたに</u>同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済における重度後遺障害共済金はこども共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、<u>新たに</u>同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済における重度後遺障害共済金はこども共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第25条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 被共済者の入院中に更新もしくは更改または中途変更をした契約が発効した場合、規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項、第61条（疾病長期入院共済金）第1項<u>および第66条（災害長期入院共済金）第1項</u>における「共済期間中に継続して270日以上となった場合」の判断は、更新前もしくは更改前または中途変更前の契約の共済期間中の入院日数と通算のうえおこないます。</p> <p>4. 被共済者が学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり、満了する共済契</p>	<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第25条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 被共済者の入院中に更新もしくは更改または中途変更をした契約が発効した場合、規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項<u>および</u>第61条（疾病長期入院共済金）第1項 <b>〔挿入〕</b>における「共済期間中に継続して270日以上となった場合」の判断は、更新前もしくは更改前または中途変更前の契約の共済期間中の入院日数と通算のうえおこないます。</p> <p>4. 被共済者が学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり、満了する共済契</p>

新条文	旧条文
<p>約と同一内容で共済契約の更新ができず、こども共済の契約に移行し、共済金額の変更や<u>あらたな</u>特約の付帯をともなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または<u>あらたな</u>特約部分について、規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第87条（疾病先進医療共済金）第2項および第89条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>	<p>約と同一内容で共済契約の更新ができず、こども共済の契約に移行し、共済金額の変更や<u>新たな</u>特約の付帯をともなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または<u>新たな</u>特約部分について、規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第87条（疾病先進医療共済金）第2項および第89条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>〔削除〕</b></p>	<p style="text-align: center;"><u>（解除の特例）</u>  <u>第26条 規約第34条（告知義務違反による共済契約の解除）</u>  <u>の規定にかかわらず、この会は被共済者にすでに死亡および重度障害以外かつ特定の疾病を原因とする共済事故が発生している場合において、共済契約者が、当該共済金が支払われないことおよび当該解除原因と直接または間接に因果関係のある共済事故に関して将来にわたって免責とすること等の条件に同意した場合には共済契約を解除しないことができます。</u></p>
<p>（生死不明の状態）  第<u>26</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（生死不明の状態）  第<u>27</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（重度障害および後遺障害の取扱い）  第<u>27</u>条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」にお</p>	<p>（重度障害および後遺障害の取扱い）  第<u>28</u>条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」および規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」にお</p>

新条文	旧条文
<p>る「後遺障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含みます</u>。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>ける「後遺障害」には、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害を<u>含むものとします</u>。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(障害等級の認定)</p> <p>第<u>28</u>条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第55条（災害後遺障害共済金）、第79条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年<u>9</u>月<u>1</u>日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。</p>	<p>(障害等級の認定)</p> <p>第<u>29</u>条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第55条（災害後遺障害共済金）、第79条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年<u>9</u>月<u>1</u>日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。</p>
<p>(指定職業)</p> <p>第<u>29</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(指定職業)</p> <p>第<u>30</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(精神障害の定義)</p> <p>第<u>30</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(精神障害の定義)</p> <p>第<u>31</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(泥酔の定義)</p> <p>第<u>31</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(泥酔の定義)</p> <p>第<u>32</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第<u>32</u>条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 規約第70条（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受ける</p>	<p>(入院および通院の定義)</p> <p>第<u>33</u>条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 規約第70条（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受</p>

新条文	旧条文
<p>ことをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取り</u>のみの場合は通院には該当しません。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、<u>受取</u>のみの場合は通院には該当しません。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>第32条(入院および通院の定義)第1項</u>、規約第60条(疾病入院共済金)第1項、第61条(疾病長期入院共済金)第1項、第65条(災害入院共済金)第1項および第66条(災害長期入院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. <u>第32条(入院および通院の定義)第3項</u>および規約第70条(災害通院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第<u>34</u>条 <b>〔挿入〕</b>規約第60条(疾病入院共済金)第1項、第61条(疾病長期入院共済金)第1項、第65条(災害入院共済金)第1項および第66条(災害長期入院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. <b>〔挿入〕</b>規約第70条(災害通院共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>第27条(重度障害および後遺障害の取扱い)第2項第3号</u>、<u>第32条(入院および通院の定義)第1項、第3項、第4項、第5項</u>、<u>第41条(すでに罹患していた疾病の定義)第1項第2号</u>、<u>第43条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)第1項</u>、規約第55条(災害後遺障害共済金)第2項、第60条(疾病入院共済金)第7項、第65条(災害入院共済金)第4項、第70条(災害通院共済金)第3項および第6項、ならびに規約別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p>	<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第<u>35</u>条 <b>〔挿入〕</b>規約第55条(災害後遺障害共済金)第2項、第60条(疾病入院共済金)第7項、第65条(災害入院共済金)第4項、第70条(災害通院共済金)第3項および第6項、ならびに規約別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p>

新条文	旧条文
<p>2. 第32条（入院および通院の定義）第4項における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。</p> <p>3. 第32条（入院および通院の定義）第5項における「鍼灸師等」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に定めるあん摩マッサージ指圧師、鍼師または灸師とします。</p>	<p>2. 第33条（入院および通院の定義）第4項における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。</p> <p>3. 第33条（入院および通院の定義）第5項における「鍼灸師等」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に定めるあん摩マッサージ指圧師、鍼師または灸師とします。</p>
<p>（健康保険および公的医療保険制度の範囲）</p> <p>第35条 第32条（入院および通院の定義）第6項および規約第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第6項における「健康保険」、ならびに規約第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）</p>	<p>（健康保険および公的医療保険制度の範囲）</p> <p>第36条 第33条（入院および通院の定義）第6項および規約第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第6項における「健康保険」、ならびに規約第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）</p>

新条文	旧条文
<p>(6) 船員保険法（昭和14年<u>4</u>月<u>6</u>日法律第73号）  (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年<u>8</u>月17日法律第80号）</p>	<p>(6) 船員保険法（昭和14年<u>4</u>月<u>6</u>日法律第73号）  (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年<u>8</u>月17日法律第80号）</p>
<p>（臓器等の定義）  第<u>36</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（臓器等の定義）  第<u>37</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（手術に関する取扱い）  第<u>37</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（手術に関する取扱い）  第<u>38</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（薬物依存の定義）  第<u>38</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（薬物依存の定義）  第<u>39</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（他覚症状の定義）  第<u>39</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（他覚症状の定義）  第<u>40</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（扶養者の定義）  第<u>40</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（扶養者の定義）  第<u>41</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（すでに罹患していた疾病の定義）  第<u>41</u>条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第80条（親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第4号、第87条（疾病先進医療共済金）第2項および第89条（先進医療一時金）第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第80条（親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合）においては、「被共済者」を「<b>親扶養者死亡特約の対象とな</b></p>	<p>（すでに罹患していた疾病の定義）  第<u>42</u>条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第80条（親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第4号、第87条（疾病先進医療共済金）第2項および第89条（先進医療一時金）第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第80条（親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合）においては、「被共済者」を「<b>当該親または</b></p>

新条文	旧条文
<p><u>る</u>親または扶養者」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>	<p>扶養者」と読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>
<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p> <p>第<u>42</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p> <p>第<u>43</u>条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(2019年<u>9</u>月<u>1</u>日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p>第<u>43</u>条 2019年<u>9</u>月<u>1</u>日以降に発生した不慮の事故等における規約第70条(災害通院共済金)第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故等につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約第70条 <b>〔削除〕</b> 第1項における通院日数に含めます。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(2019年<u>9</u>月<u>1</u>日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p>第<u>44</u>条 2019年<u>9</u>月<u>1</u>日以降に発生した不慮の事故等における規約第70条(災害通院共済金)第7項に定める「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故等につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約第70条 <u>(災害通院共済金)</u> 第1項における通院日数に含めます。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p><b>〔削除〕</b></p>	<p><u>(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</u></p> <p>第<u>45</u>条 2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等における規約第70条(災害通院共済金)第7項に定める「傷害の</p>

新条文	旧条文
	<p><u>部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。この場合、その期間の日数に0.5を乗じた日数を、規約第70条（災害通院共済金）第1項における通院日数に含めます。</u></p> <p><u>（1）医師の指示にもとづき、骨折、脱臼、筋・腱・靭帯断裂（損傷を含む）の治療を目的として、固定具を常時装着している場合</u></p> <p><u>（2）医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ、その他これらに類する固定具を常時装着している場合</u></p> <p><u>2. 前項に定める固定具には、内固定、サポーター、テーピング、包帯、絆創膏等は含みません。</u></p> <p><u>3. 前2項の規定にかかわらず、固定具を次の各号のいずれかの部位にのみ装着している場合は、第1項の通院日数に含みません。</u></p> <p><u>（1）手指のうちの第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指</u></p> <p><u>（2）足指</u></p> <p><u>（3）鼻</u></p>
<p>（同一の原因による入院の取扱い） 第<u>44</u>条 <b>【以下略】</b></p>	<p>（同一の原因による入院の取扱い） 第 <u>46</u> 条 <b>【以下略】</b></p>
<p>（申込日以前の不慮の事故等を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い） 第<u>45</u>条 <b>【以下略】</b></p>	<p>（申込日以前の不慮の事故等を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い） 第<u>47</u>条 <b>【以下略】</b></p>
<p>（基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約</p>	<p>（基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特</p>

新条文	旧条文
<p>共済金額、手術特約共済金額、親扶養者死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第46条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>約共済金額、手術特約共済金額、親扶養者死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第48条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第47条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用)</p> <p>第49条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第48条 規約第70条(災害通院共済金)第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第43条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合) <b>〔削除〕</b>の規定により <b>〔削除〕</b> 共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第70条(災害通院共済金)第1項に定める通院の期間中 <b>〔削除〕</b> に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間 <b>〔削除〕</b> については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(災害通院特約共済金額の適用)</p> <p>第50条 規約第70条(災害通院共済金)第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第44条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合) <u>または第45条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</u> の規定により <u>各</u> 共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第70条(災害通院共済金)第1項に定める通院の期間中、<u>または第45条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故等において非通院日を通院日と認める場合)</u> に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間 <u>もしくは固定具装着期間</u> については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第49条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第51条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p>	<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p>

新条文	旧条文
<p>第50条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>第52条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例)</p>	<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例)</p>
<p>第51条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>第53条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い)</p>	<p>(外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い)</p>
<p>第52条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>第54条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(感染症における事故日の取扱い)</p>	<p>(感染症における事故日の取扱い)</p>
<p>第53条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として<b>取り扱</b>います。</p>	<p>第55条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として<b>取扱</b>います。</p>
<p>(契約者割戻金の<b>割当て</b>)</p>	<p>(契約者割戻金の<b>割り当て</b>)</p>
<p>第54条 規約第92条(契約者割戻金)第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、<b>当該</b>事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または<b>当該</b>事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条(共済契約の消滅)により消滅した共済契約をいいます。</p>	<p>第56条 規約第92条(契約者割戻金)第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、<b>〔挿入〕</b>事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または<b>〔挿入〕</b>事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条(共済契約の消滅)により消滅した共済契約をいいます。</p>
<p>(契約者割戻金の支払方法)</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法)</p>
<p>第55条 規約第92条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への<b>振替え</b></p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p>	<p>第57条 規約第92条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への<b>振り替え</b></p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p>

新条文	旧条文
<p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第58条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第60条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第56条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、<u>払込み</u>ができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第58条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、<u>払い込み</u>ができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。なお、この<u>払い込み</u>ができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第57条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>の定める所定の書面</u>の提出に代えて、次項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第10条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第59条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>所定の書類またはこの会が定める書式</u>の提出に代えて、次項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第10条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める住所の変更</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(3) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(4) 規約第40条(共済契約者の通知義務)第1項に定める住所の変更</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第58条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで「この会の会員の扱う電子マネーへの振替え」または「この会の会員の扱うポイントへの振替え」(以下〔削除〕総じて「電子マネー等への振替え」といいます。)とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への振替えによる契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替えによる契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りません。</p>	<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第60条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」(以下、総じて「電子マネー等への振替」といいます。)とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りません。</p>
<p>(重複の回避)</p> <p>第59条 第56条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第13条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第56条を適用します。</p> <p>2. 第57条(電磁的方法による共済契約の手続き)に定める共済契約の手続きが、規約第10条(共済金受取人)第5項</p>	<p>(重複の回避)</p> <p>第61条 第58条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第13条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第58条を適用します。</p> <p>2. 第59条(電磁的方法による共済契約の手続き)に定める共済契約の手続きが、規約第10条(共済金受取人)第5項</p>

新条文	旧条文
<p>および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、<u>第57条</u>を適用します。</p>	<p>および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、<u>第59条</u>を適用します。</p>
<p><u>【出生前申込特則を適用する共済契約の取扱い】</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>
<p><u>（出生前申込特則を適用する共済契約の型、および共済契約者に関する共済契約の型）</u>  <u>第60条 規約第104条（出生前申込特則の適用）および第110条（同時に2名出生した場合）に定める「細則に定める共済契約の型」とは、別表第1「共済契約の型」のうち、J1000-1型とします。</u>  <u>2. 規約第105条（共済契約者の範囲）第1項第1号に定める「細則に定める共済契約の型」とは、生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、2000-1型（女性）、2000-2型（女性）、3000-1型（女性）、3000-2型（女性）、4000-1型（女性）、4000-2型（女性）、またはこの細則の別表第1「共済契約の型」のうち、J1000-1型、J1000-2型、J2000-1型、J2000-2型のいずれかとします。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>
<p><u>（共済契約の申込みの撤回の特例）</u>  <u>第61条 規約第13条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、第6条（共済契約の申込みの撤回）第1項第4号に定める被共済者の氏名の提示を省略することができます。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>

新条文	旧条文
<p><u>(共済契約申込みの諾否に関する特例)</u>  第62条 この会は、規約第15条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、共済契約の申込みを承諾する場合において、電磁的方法で通知することにより、当該共済契約の共済証書の交付による通知に代えることができます。この場合、この会は、規約第15条第3項に定める事項について一部を省略、または同項に定めるもの以外の事項を記載し、通知することができます。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(「医師」の定義)</u>  第63条 規約第107条（出生前における共済契約の申込み）第1項における「医師」とは、医師法に定める医師とします。なお、日本の医師と同等であると認められる日本国外の医師を含みます。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(出生の通知を行うことのできる期間)</u>  第64条 規約第108条（出生の通知）に定める所定の書面は、規約第107条（出生前における共済契約の申込み）第1項に定める胎児の出生予定日から3ヵ月以内にこの会に提出しなければなりません。胎児の出生予定日から3ヵ月以内に提出がなされない場合、申込みはなかったものとして取り扱います。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(共済契約の申込みの取消し)</u>  第65条 規約第109条（出生前申込特則の加入条件を満たさなくなった場合）第1項第2号または第3号の事情等に該当した場合、共済契約者は、この会の定める所定の書面を提出</p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>することにより、申込みを取り消すことができます。</u></p> <p><u>(申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因とする共済事故の取扱い)</u></p> <p><u>第66条 この会は、直接であると間接であるとを問わず、出生前申込特則を適用する共済契約の申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として発生した共済事故について、規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項の規定を適用しません。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(出生日に発生した共済事故の取扱い)</u></p> <p><u>第67条 この会は、規約第106条（被共済者の範囲および共済契約の効力の発生）の規定により共済契約が発効する場合において、被共済者の出生日の午前零時から出生時刻までの期間に共済事故が発生していた場合は、共済期間中の事由とみなし、共済金を支払います。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(電磁的方法による出生前における共済契約の申込み)</u></p> <p><u>第68条 共済契約申込者は、規約第107条（出生前における共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」の提出に代えて、この会の定める電磁的方法により共済契約の申込み手続きを行うことができます。</u></p> <p><u>2. 前項に規定する共済契約の申込み手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>(1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に規約第107条（出生前における共済契約の申込み）に定める事項を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) 共済契約申込者は、契約情報画面等にこの会が提示した告知事項に対し、事実を正確に入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(3) この会は前2号で入力された事項の受信をもって、共済契約申込書が提出されたものとみなし、この日を共済契約申込書提出の日とみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知します。</u></p>	
<p><u>(電磁的方法による共済契約の手続き)</u></p> <p><u>第69条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会の定める所定の書面の提出に代えて、次項、第3項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</u></p> <p><u>(1) 規約第108条（出生の通知）に定める出生の通知</u></p> <p><u>(2) 規約第109条（出生前申込特則の加入条件を満たさなくなった場合）第1項第2号または第3号の事情等による共済契約の申込みの取消し</u></p> <p><u>2. 前項第1号に規定する出生の通知の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>

新条文	旧条文
<p><u>提示した契約情報画面等に被共済者の氏名、生年月日および性別等を入力し、この会に送信します。なお、被共済者が同時に2名出生した場合は、2名の被共済者についてそれぞれ入力を行うものとします。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p> <p><u>3. 第1項第2号に規定する共済契約の申込みの取消しの手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等にて共済契約の申込みを取り消す旨を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p>	
<p><u>(重複の回避)</u></p> <p><u>第70条 第68条(電磁的方法による出生前における共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第107条(出生前における共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」による共済契約の申込みと重複するときは、第68条</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>

新条文	旧条文
<p><u>を適用します。</u></p> <p><u>2. 第69条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第108条（出生の通知）または第65条（共済契約の申込みの取消し）に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の手続きと重複するときは、第69条を適用します。</u></p>	
<p>（共同引受制度での適用日の取扱い）</p> <p>第71条 この会は、この会の会員と共同引受制度を実施している場合には、規約改正をおこなった場合の適用日を、当該会員ごとの協議によって決めることが<u>でき</u>、それまでは従前の規定を適用します。</p>	<p>（共同引受制度での適用日の取扱い）</p> <p>第62条 この会は、この会の会員と共同引受制度を実施している場合には、規約改正をおこなった場合の適用日を、当該会員ごとの協議によって決めることが<u>できるものと</u><u>し</u>、それまでは従前の規定を適用します。</p>
<p>（改 廃）</p> <p>第72条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。</p>	<p>（改 廃）</p> <p>第63条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。</p>
<p>付 則 (2009年1月22日設定)</p> <p>（施行期日）</p> <p>1. この細則は2009年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. 第46条については、2009年<u>3</u>月20日までの適用とします。</p>	<p>付 則 (2009年1月22日設定)</p> <p>（施行期日）</p> <p>1. この細則は2009年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. 第46条については、2009年<u>3</u>月20日までの適用とします。</p>
<p>付 則 (2010年1月26日設定)</p> <p>（施行期日）</p> <p>1. この細則は2010年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。</p>	<p>付 則 (2010年1月26日設定)</p> <p>（施行期日）</p> <p>1. この細則は2010年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
<p style="text-align: center;">付 則 (2011年7月14日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2011年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p style="text-align: center;">付 則 (2011年7月14日設定)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この細則は2011年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(2024年(令和6年)5月30日細則一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2024年9月1日より施行します。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>